

平成13年度の保険税率を改正

国民健康保険 国保会計の平成十二年度決算がまとまりました。広報しろね七月十五日号でお知らせしたように、一般被保険者の医療費が、平成九年度以来、久方ぶりに前年を下回ったものの、退職者医療費や老人医療費は大きく伸びており、実質単年度収支で赤字となりました。平成十三年度は財源不足のままのスタートで、それを埋める財源のめどが立たないことから、保険税率の改正について国保運営協議会へ諮問がなされ、去る七月二十三日の臨時市議会で可決されました。

国民健康保険は加入者が費用を応分に負担し、医療費を賄おうとする相互扶助の制度です。国保財政の現状をご理解いただきご協力をお願いします。

伸びる医療費 落ち込む税金

平成十一年度に国保財政の安定化を図るため、平均二・二パーセントの保険税の引き上げと併せて負担割合の平準化を行い、黒字決算となったところですが、この税率改正により、国保財政構造の一定の安定化は図られたものの、伸び続ける医療費に歯止めがかからず、反面、長引く景気の低迷による所得の低下により、保険税収の大幅な減収が続いており、平成十二年度に入り、財源不足による赤字状態となっています。

保険税7・9%の増加 依然厳しい財政運営

今回の改正では、所得割、均等割、

国民健康保険の医療費は、加入者の皆さんから納めていただく保険税と一定率で交付される国からの負担金で賄わなければなりません。国民健康保険は国民皆保険体制のもと、社会保険に入っていない自営業者、農業者、お年寄りなどが加入している地域医療の中核となる重要な保険制度であり、制度維持のためにも、医療費と保険税のバランスを健全に保つことが重要です。

平等割を引き上げて、七割・五割・二割軽減の適用条件となる平準化を維持したまま不足財源の確保をすることとしました。これにより、一人当たりの保険税額は現行と比較して、平均七・九パーセントの増加となり、県下二十市の平均を若干上回る金額となる見込みです。

しかしながら、保険税額の増額をできるだけ抑えるために、不測の事態に備えるための給付準備基金の一部取り崩しをしているため、依然厳しい財政運営であるといわざるを得ません。この給付準備基金は、平成十一年度末の県下二十市平均では、

各年度末の繰越金と給付準備基金の残高 (単位:千円)

	繰越金	給付準備基金	合計	前年度比較
H8年度末	158,932	121,319	280,251	△115,096
H9年度末	239,321	58,433	297,754	17,503
H10年度末	174,162	108,510	282,672	△15,082
H11年度末	186,394	108,598	294,992	12,320
H12年度末	148,388	108,680	257,068	△37,924

保険税率の現行と改正後

	現行	改正後
所得割 (前年所得にかかるもの)	6.1%	7.0%
資産割 (固定資産税にかかるもの)	17.0%	17.0%
均等割 (加入者にかかるもの)	22,200円	24,000円
平等割 (加入世帯にかかるもの)	27,700円	29,000円

医療費抑制対策にご理解を

伸び続ける医療費は、全国的に同じ傾向にあり、医療費抑制対策が重大な課題としてあげられています。国は、先に記述した医療費と保険税のバランスを保つためにも、医療費の伸び率が経済の伸び率と大きく開かないような目標値を決めて、医療費抑制対策を推進する必要があると

どうなる医療保険改革

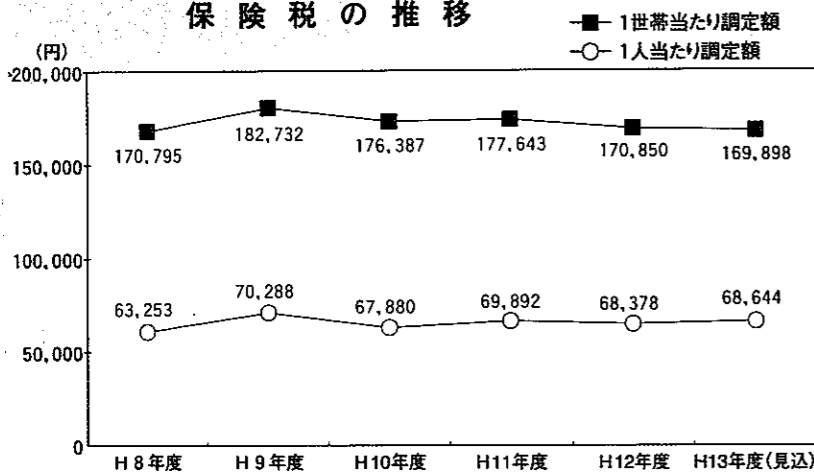
平成十三年一月の医療保険制度の一部改正により、高額療養費の限度額に上位所得者区分が設けられ、老人保健では定率制(自己負担一割)、定額制(外来一日八百円)の併用などが行われました。しかしながら、この改正は抜本改革の前の暫定措置と言ふことで、国は平成十四年度に医療保険制度の抜本改革を行うと明言しています。

現在、独立保険方式・突き抜け方式・年齢リスク構造調整方式・一本化方式という四つの案を柱として様々な議論がなされていますが、国民の負担増が避けられない状況であるなどの問題もあり、いまだ具体的な方向性も見えない現状です。これら制度改革の情報については、情勢を見極めながらお知らせしていきます。いと考えていますのでよろしくお願います。

一人ひとりが安心して暮らしていくために医療保険制度は不可欠なものです。今後も国保財政健全化のために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※国民健康保険の改正についての問い合わせは市役所市民生活課保険係(☎373・2111(6)207)へどうぞ

保険税の推移



うたっています。白根市でも医療費適正化事業及び健康づくり事業に取り組んでおり、一人ひとりの健康づくりに対する意識改革をお願いしています。人間ドックや各種検診の受診による普段からの健康状態のチェックが病気の早期予防、早期発見につながり、医療費抑制の重要な「カギ」となります。また、白根市で多く見受けられる糖

尿病や高脂血症などは、生活習慣病と呼ばれ、常日ごろの食生活を見直すことで予防や快方に向かう方策となります。食生活改善に関する学習会や訪問指導による重複受診等による弊害指導も行っています。その他日ごろからの運動による体力づくり・健康づくり事業、仲間づくりによる生きがいづくり事業等の各種健康づくり事業に取り組んでいます。広

納税にご協力を

国保財政の健全化を図るために、取納率の向上対策も重要な課題です。現在、取納率向上特別対策事業の一環として、滞納者に短期被保険者証(二カ月間有効)を発行しながら、納税に対する理解をお願いしています。また、平成十二年四月から滞納者に対して資格証明書(医療機関で医療費を全額支払った後、市の窓口でその七・八割の還付を受ける)の発行が義務化され、滞納者対策が強化されています。納税にあたっては、一括納付が難しい場合は分割納入という方法もあります。税務課取納管理係にご相談いただき、計画的な納税にご協力願います。

また、保険税は皆さんからの申告書等に基づき適正賦課に努めています。制度上前年の所得によるしかなく、当該年度に災害等にあつたり、所得が極端に減少し、納付することが困難になる場合があります。このような場合のために保険税の減免制度があります。白根市では従来の適用基準を見直し、新しい減免基準を平成十三年四月に策定しています。ご相談ください。

先に記述したように、保険税算定の基礎は所得の申告書です。世帯の中に未申告者がいると、税の軽減制度の適用を受けられないばかりか、各種医療費の軽減適用も受けられな